

徳島大学における施設の管理運営の内部質保証に関する自己点検・評価要項

平成31年4月26日制定
令和元年12月26日改正
施設・環境委員会

1. 目的

この要項は、徳島大学における内部質保証に関する方針（以下「方針」という。）に基づき、本学の施設を設置目的にあった良好な状態に継続的に保つため、施設の管理運営状況の点検・評価及び改善に関する事項を定めることを目的とする。

2. 自己点検・評価の実施

施設・環境委員会は、方針の3.(2)に基づき、施設の管理運営状況に関する自己点検・評価を実施する。

3. 自己点検・評価の項目

前項の自己点検・評価の項目は、次のとおりとする。

- 1) 施設の整備状況
- 2) 施設の安全性の状況
- 3) その他必要と認められる事項

4. 自己点検・評価の実施時期

毎年度

5. 他の評価結果等の活用

- (1) 自己点検・評価にあたっては、組織評価等の学内の他の評価や大学機関別認証評価、分野別認証評価等の第三者評価の結果を活用する。
- (2) 概ね6年に1度、関係者（学生、卒業生（修了生）等）からの意見聴取を実施し、自己点検・評価に活用する。

6. 改善計画の策定及び実施、報告

- (1) 自己点検・評価の結果、改善が必要と認められた場合には、その措置について検討を行い、改善計画を策定し、推進責任者に報告する。
- (2) 前号の改善計画については、必要により、役員会等の議を経て、関係部局に改善を指示し、進捗状況を推進責任者に報告する。